

# 上野三碑と宣命・『万葉集』

熊倉浩靖

『群馬県立女子大学紀要』第37号において、ユネスコ世界の記憶 (Memory of the World) 候補となった上野三碑 (Three Cherished Ste-lae of Ancient Kozuke、山上碑・多胡碑・金井沢碑) は、専門家や一部の人々だけでなく、「中学生以上の日本人が日本語を学習されている人なら世界中の誰もが読める」ことを碑面に即して示した。

その際、多くの箇所が同時代の古典である『古事記』『日本書紀』『続日本紀』『万葉集』『上宮聖徳法王帝説』と共通した文言を使用していることを明らかにしてきた。とくに山上碑・金井沢碑における文言には『万葉集』や『続日本紀』所収の宣命の文言、文字の使い方と繋がるものが多いことを指摘した。

ただ、採字から始めて、文を読み、内容の歴史性や古典的価値まで議論しようとしたため、いささか性急な議論となってしまう。

そこで今回、少し丁寧に、『万葉集』と『続日本紀』所収の宣命を中心に、同時代の古典と上野三碑との関係を検証していきたい。

## 山上碑と宣命・『万葉集』

まずは山上碑である。次のように採字される。

辛巳歳集月三日記

佐野三家定賜健守命孫黒賣刀自

新川臣兒斯多、弥足尼孫大兒臣娶生兒

長利僧母為記定文也 放光寺僧

頭から文字の並びのままに、つまり日本語の語順で以下のように読

むことができる。

辛巳(二巳) 歳集月三日記す。

佐野三家(管理者)を定賜はる健守命の孫、黒賣刀自、此を、

新川臣の兒、斯多、弥足尼の孫、大兒臣、娶し生む兒、

長利僧、母の為に記し定むる文也 放光寺僧

辛巳の「巳」を「己」と書く例は、北魏延昌二年(五一三)の北魏將軍元颺の妻・王夫人墓誌など各地で行われており、誤字と言うよりは「巳」の一つの書き方と見てよいと思われる。その上で、辛巳歳を六八一年とみなすことは定説となっており、完全な形で現存する日本最古の碑であることは間違いない。

したがって、山上碑は最古の日本語碑ということになり、そのことは山上碑の重要な価値を構成する。さらに、王権の命令でも、功成つた貴族・將軍たちの顕彰碑でもなく、一人の僧が、自らを育て上げた母に対して書いた感謝の碑であることの現代性に注目が集まっている。それだけに、使われている文言や文字の使い方が当代古典群の文言や文字の使い方とどのような関係にあるかは、「世界の記憶」としての山上碑の価値を考える上で一つの重要な論点になりうる。

そうした問題意識から、紀要第37号では、「野」が「の甲類」の訓仮名であること、「賣」が「め甲類」の音仮名であることから論を始め、「定賜」「刀自」「娶生兒」「僧」などの文言の採用と読みを中心に検討し、表現方法は異なるが、小型の巻貝である「斯多、弥」が「古事記」(志多陀美 中巻の神武東征伝承中の歌謡の表記)『日本書紀』(之多儂瀾 『古事記』同様で巻三の神武東征伝承中の歌謡の表記)

『万葉集』（細螺 卷十六の3880番の歌）に登場している点を示したが、「野」「娶生児」「僧」を除けば、いささか複雑な議論であった。そこで、ひとまとまりの日本語の言葉に当てられた漢字表現と捉えられる「定賜」「刀自」「足尼」に焦点を当てて、古代古典群の文言との対比で再検討を加えることとした。あわせて「新」「長利」「孫」の読みについての私見を述べておきたい。

### 定賜 宣命中心にひとまとまりの文言として定着

「定賜」は、ひとまとまりの言葉として『古事記』三か所四例、『万葉集』二首三例に登場し、全て「さだめたまふ」と読まれているが、『日本書紀』には用例がなく、『続日本紀』は引用した二一の宣命に一三例使われているのみで、他には見られない。『上宮聖徳法王帝説』にも用例がないことを考えると、『古事記』『万葉集』、宣命と深く結びついた文言である可能性が高い。

『古事記』用例は次の三か所四例である。

- ① 成務天皇段 建内宿禰為<sup>二</sup>大臣<sup>一</sup>、定<sup>二</sup>賜<sup>一</sup>賜<sup>二</sup>賜<sup>一</sup>賜<sup>二</sup>賜<sup>一</sup>・小国<sup>二</sup>之<sup>一</sup>国造<sup>一</sup>、亦定<sup>二</sup>賜<sup>一</sup>賜<sup>二</sup>賜<sup>一</sup>賜<sup>二</sup>賜<sup>一</sup>・之<sup>二</sup>堺<sup>一</sup>及<sup>二</sup>大<sup>一</sup>国<sup>二</sup>・小<sup>一</sup>国<sup>二</sup>之<sup>一</sup>国主<sup>一</sup>。
- ② 応神天皇段 此<sup>レ</sup>之<sup>二</sup>御<sup>一</sup>世<sup>二</sup>、定<sup>二</sup>賜<sup>一</sup>賜<sup>二</sup>賜<sup>一</sup>賜<sup>二</sup>賜<sup>一</sup>海<sup>二</sup>部<sup>一</sup>・山<sup>二</sup>部<sup>一</sup>・山<sup>二</sup>守<sup>一</sup>部<sup>二</sup>・伊<sup>二</sup>勢<sup>一</sup>部<sup>二</sup>也<sup>一</sup>。
- ③ 允恭天皇段 於<sup>レ</sup>是<sup>二</sup>、天<sup>二</sup>皇<sup>一</sup>、愁<sup>二</sup>天<sup>一</sup>下<sup>二</sup>之<sup>一</sup>氏<sup>二</sup>・名<sup>一</sup>・人<sup>二</sup>等<sup>一</sup>之<sup>二</sup>氏<sup>一</sup>姓<sup>二</sup>忤<sup>一</sup>誤<sup>一</sup>而<sup>レ</sup>、於<sup>二</sup>三<sup>一</sup>味<sup>二</sup>白<sup>一</sup>禱<sup>二</sup>之<sup>一</sup>言<sup>二</sup>八十<sup>一</sup>禍<sup>二</sup>津<sup>一</sup>日<sup>二</sup>前<sup>一</sup>一<sup>レ</sup>居<sup>二</sup>三<sup>一</sup>玖<sup>二</sup>訶<sup>一</sup>瓮<sup>一</sup>而<sup>レ</sup>、定<sup>二</sup>賜<sup>一</sup>賜<sup>二</sup>賜<sup>一</sup>賜<sup>二</sup>賜<sup>一</sup>天下<sup>二</sup>之<sup>一</sup>八十<sup>一</sup>友<sup>二</sup>緒<sup>一</sup>氏<sup>二</sup>姓<sup>一</sup>也<sup>一</sup>。

「定賜」は、「定む」と補助動詞「賜ふ」からなるが、古訓本はじめ諸写本原文に「定賜」とあるように、早くからひとまとまりの言葉として捉えられていた見られる。用例としては、国の堺、国造・国主、海部・山部・山守部・伊勢部、八十友緒の氏姓を「定賜」と記しており、主語は明らかに王（権）である。

注目されるの「山部」で、山上碑・金井沢碑の立地地点は、『法隆寺伽藍縁起并流記資財帳』によれば天平十年（七三八）当時は山部郷であった。山部皇子の即位に伴う避諱で山（＝夜麻）郷に改められ、

やがて山字（＝山名）郷となる。佐野三家と山部とを直結することはできないが、「定賜」の用例からは、いささか気になる符合である。

『万葉集』には卷二の柿本人麻呂の挽歌（長歌）に二首三例見える。

- ① 明日香皇女木臨殯宮之時 神本人麻呂作歌一首并短哥

……宣君之 朝宮乎 忘賜哉 夕宮乎 背賜哉 宇都曾臣跡 念之時 春都者 花折挿頭 秋立者 黄葉挿頭 敷妙之 袖携 鏡成 雖見不黙 三五月之 益目類染 所念之 君与時々 幸而遊賜之 御食向 木臨之宮 乎 常宮跡 定賜 味澤相 目辞毛絶奴 然有鳴<sup>一</sup>云所已乎之毛（略）

（…宜しき君が朝宮を忘れたまふや夕宮を背きたまふやうつそみと思ひし時に春へは花折りかざし秋立てば黄葉かざし敷栲の袖たづさはり鏡なす見れども飽かず望月のいやめづらしみ思ほしし君と時々幸して遊びたまひし御食向ふ城上の宮を常宮と定めたまひてあぢさはふ目言も絶えぬしかれかも一云そこをしも（以下、略）

- ② 高市皇子尊城上殯宮之時 柿本人麻呂

挂文 忌之伎鳴<sup>一</sup>云由遊志計礼母 言久母 綾余畏伎 明日香之 真神之 原余 久堅能 天都御門乎 懼母定賜而 神佐扶跡 磐隱座 八隅知之 吾大王乃 所聞見為 昔友乃国之 真木立 不破山越而 狛劍和射見 我原乃 行宮余 安母理座而 天下 治賜<sup>一</sup>云掃賜而 食国乎 定賜等 鶏之鳴 吾妻乃国之（略）

（挂も 忌しき鳴一云ゆゆしけれども 言くも 綾に畏き 明日香の 真神の 原に 久堅の 天つ御門を懼も 定めたまひて 神さぶと 磐隱座 八隅知し 吾大王の 所聞見為そもの国の 真木立 不破山越て 狛劍 和射見が原の 行宮に あり座て 天下 治賜 云掃賜而 食国を定めたまふと 鶏が鳴 吾妻の国の（以下、略）

「定賜」は、王族の行為を表す文言として使われており、①は196番の歌で文武天皇四年（七〇〇）の作、②は199番の歌で持統天皇十年（六九六）の作である。山上碑建碑後十五、十九年間だけに例が見え、それ以降の歌には使われていない。

『統日本紀』の用例は全て宣命の中で、一か所一三例を数える。

- ①和銅元年（七〇八）正月乙巳条（和銅改元・宣命第4詔）  
…改慶雲五年一而和銅元年為而、御世年号止定賜。…
- ②天平元年（七二九）八月壬午条（光明子立后・宣命第7詔）  
…其婆婆止在須藤原夫人乎皇后止定賜。加久定賜者…
- ③天平勝宝元年（七四九）七月甲午条（聖武天皇讓位・宣命第14詔）  
…挂畏近江大津乃宮爾御宇之天皇乃不改自伎常典等初賜比定賜都流法隨…
- ④天平宝字元年（七五七）七月戊午条（橘奈良麻呂の乱後の処分・宣命第19詔）  
…高天原神積坐須皇親神魯岐・神魯弥命乃定賜来流天日嗣高御座次乎…
- ⑤天平宝字二年（七五八）八月庚子朔条（孝謙天皇讓位・宣命第23詔）  
…日嗣止定賜弊流皇太子爾授賜久止宣天皇御命衆聞食宣。
- ⑥天平宝字三年（七五九）六月庚戌条（舍人親王に崇道尽敬皇帝贈与・宣命第25詔）  
…前聖武天皇乃皇太子定賜比弓天日嗣高御座乃坐爾昇賜物乎…
- ⑦宝龜三年（七七二）五月丁未条（他戸王廢太子・宣命第54詔）  
…今皇太子止定賜部流他戸王、其母井上内親王乃魘魅大逆之事、一  
二遍能味仁不在…（中略）…天之日嗣止定賜比儲賜部流皇太子仁、  
謀反大逆人之子乎治賜部例婆…
- ⑧宝龜四年（七七三）正月戊寅条（山部親王立太子・宣命第55詔）  
…隨法爾可有伎政止志弓山部親王立而皇太子止定賜布…
- ⑨天応元年（七八一）四月辛卯条（光仁天皇讓位・宣命第59詔）  
…皇太子止定賜留山部親王爾天下政波授賜布…
- ⑩天応元年（七八一）四月壬辰条（早良立太子・宣命第60詔）  
…隨法爾可有伎政止志弓早良親王立而皇太子止定賜布…
- ⑪天応元年（七八一）四月癸卯条（桓武天皇即位・宣命第61詔）  
…挂畏近江大津乃宮爾御宇之天皇乃初賜比定賜都流法隨爾…

列挙したように、全て天皇自身の言であり、『古事記』『万葉集』の用法以上に限定された使い方となっている。

つまり「定賜」は、天皇・皇族の命令や行為を示すひとまとまりの言葉いわば熟語で、その主語は必ず王権（天皇ないし皇親）である。

佐野三家は主語にはなりえないから、山上碑の「定賜」は、受け身で「定賜はる」と読むのが適切であろう。

残る課題は「と定賜はる」がよいか「を定賜はる」がよいかである。傾向としては、『古事記』『万葉集』は「を定賜」と読み、『続日本紀』引用の宣命は「〇〇を△△と定賜」と読んでいる。また、『先代旧事本紀』国造本紀は「以●●定賜国造」という書き方を定型化して用いており、この場合は「と定賜」と読まれている。

以上を勘案して、王権を主語として考えれば「健守命を佐野三家と定賜」となるであろうから「佐野三家と定賜はる健守命」の可能性が高いが、「佐野三家を定賜はる健守命」でも文意に異同はなく、断案を得るには、なお検討が必要と見られる。

刀自 女性名と女性敬称の両面で定着した文言

「刀自」は「と甲類」の音仮名と「じ」の音仮名からなる、ひとまとまりの文言である。金井沢碑に多用されており、女性名の一部ないし敬称として用いられている。金井沢碑の場合、登場する四名の女性全員が「刀自」を負っている。彼女たちは三家氏の出自なので、山上碑と合わせると、（佐野）三家の女性は全て「刀自」を負っている。

『古事記』には用例がなく、『続日本紀』『上宮聖徳法王帝説』に多出している。『続日本紀』だけで五九例もあるが、「定賜」とは対照的に宣命の中には一例も見られない。

例を挙げれば、「以三從四位上外衛中將兼造西隆寺長官參河守勲四等伊勢朝臣老人、掌膳常陸国筑波采女從五位下勲五等壬生宿禰小家主、尚掃從五位上美濃真玉虫、掌膳上野国佐位采女外從五位下上野左位朝臣老刀自、並為本國国造」（『続日本紀』神護景雲二年六月

戊寅条)、「聖王、娶<sup>三</sup>蘇我馬古叔尼大臣女子名<sup>二</sup>刀自古郎女<sup>一</sup>生  
兒山代大兄王」(『上宮聖徳法王帝説』)などは、山上碑の内容や書き  
方、奈良時代の上野国の実像を考える上でも重要だが、ここでは女性  
名の一部として使われている。

一方、『万葉集』の用例には次の五つがある。

①常呼<sup>二</sup>二跡<sup>一</sup> 吾<sup>わが</sup>呼<sup>よ</sup>莫<sup>な</sup>国<sup>くに</sup> 小<sup>こ</sup>金<sup>かね</sup>門<sup>かど</sup>尔<sup>に</sup> 物<sup>もの</sup>悲<sup>かな</sup>良<sup>よし</sup>尔<sup>に</sup> 念<sup>おも</sup>有<sup>へり</sup>之<sup>し</sup> 吾<sup>わが</sup>兒<sup>こ</sup>乃<sup>の</sup>刀<sup>たぎ</sup>自<sup>じ</sup>緒<sup>お</sup>(略  
0723番)

大伴坂上郎女が留守宅の娘に贈った長歌の中の用例。

娘とはいえ自立した女性への呼びかけ、敬称として用いている。

②父<sup>ちち</sup>公<sup>のみこと</sup>尔<sup>に</sup> 吾<sup>わが</sup>者<sup>もの</sup>真<sup>ま</sup>名<sup>な</sup>子<sup>こ</sup>叙<sup>せ</sup> 妣<sup>はは</sup>刀<sup>たぎ</sup>自<sup>じ</sup>尔<sup>に</sup> 吾<sup>わが</sup>者<sup>もの</sup>愛<sup>あい</sup>兒<sup>こ</sup>叙<sup>せ</sup> 参<sup>まゐ</sup>昇<sup>のぼ</sup>八<sup>や</sup>十<sup>じゅう</sup>氏<sup>し</sup>人<sup>ひと</sup>乃<sup>の</sup>(略  
1022番)

石上乙麻呂が土佐国に流された時の長歌の中で用例。「父公」「妣  
刀自」という対比で、母への敬称として用いている。

③枳<sup>かぢ</sup> 蘇<sup>そ</sup>原<sup>はら</sup>苜<sup>もく</sup>除<sup>ぢゆ</sup>曾<sup>そう</sup>氣<sup>き</sup> 倉<sup>くら</sup>将<sup>しょう</sup>立<sup>たて</sup> 尿<sup>せう</sup>遠<sup>えん</sup>麻<sup>ま</sup>礼<sup>れい</sup> 櫛<sup>し</sup>造<sup>ぞう</sup>刀<sup>たぎ</sup>自<sup>じ</sup>(3832番)

忌部首某が詠んだ一連の歌の中での用例。

開発に際し、従前そこを尿尿の捨て場としていた女性戸主ないし家  
を取り仕切る主婦に対しての呼びかけとして用いられている。

④麻<sup>あ</sup>氣<sup>き</sup>波<sup>は</sup>之<sup>の</sup>良<sup>よし</sup> 宝<sup>たから</sup>米<sup>めい</sup>豆<sup>まめ</sup>久<sup>ひさ</sup>礼<sup>れい</sup>留<sup>りゆう</sup>等<sup>らう</sup>乃<sup>の</sup>能<sup>の</sup>其<sup>その</sup>等<sup>らう</sup> 已<sup>い</sup>麻<sup>あ</sup>勢<sup>せ</sup>波<sup>は</sup>、刀<sup>たぎ</sup>自<sup>じ</sup>於<sup>お</sup>米<sup>めい</sup>加<sup>か</sup>波<sup>は</sup>  
利<sup>り</sup>勢<sup>せ</sup>受<sup>う</sup>(4342番)

⑤阿<sup>あ</sup>母<sup>ぼ</sup>刀<sup>たぎ</sup>自<sup>じ</sup>母<sup>ぼ</sup> 多<sup>た</sup>麻<sup>ま</sup>尔<sup>に</sup>母<sup>ぼ</sup>賀<sup>か</sup>母<sup>ぼ</sup>夜<sup>や</sup> 伊<sup>い</sup>多<sup>た</sup>太<sup>た</sup>伎<sup>ぎ</sup>弓<sup>きゆう</sup> 美<sup>み</sup>都<sup>つ</sup>良<sup>ら</sup>乃<sup>の</sup>奈<sup>な</sup>可<sup>か</sup>尔<sup>に</sup> 阿<sup>あ</sup>敞<sup>あ</sup>麻<sup>ま</sup>可<sup>か</sup>  
麻<sup>あ</sup>九<sup>く</sup>母<sup>ぼ</sup>(4377番)

④⑤は天平勝宝七歳(七五五)派遣の防人の歌の一首。

「波々刀自」「阿母刀自」とあり、母親への敬称として用いている。

このように、『続日本紀』の用例が女性名の一部と見られるのに対  
し、『万葉集』では母を中心に女性への敬称として用いられている。

特異な状況を示しているのが『日本書紀』で、『日本書紀』には  
「刀自」の用例はなく、「戸母」と書いて「親自」と注記している。允

恭天皇二年春二月己酉条である。「…且曰『壓乞、戸母、其蘭一莖焉』  
壓乞、此云異提。戸母、此云親自。…」とある。

この文は、允恭の皇后となる忍坂大中姫が、若き日、「随<sup>二</sup>母在<sup>一</sup>  
家」時、鬮<sup>二</sup>鷄<sup>一</sup>国造に投げかけられた無礼な言葉として紹介されてい  
るが、「戸母(親自)」は成人、自立した女性の表現として使われている。  
以上を勘案すると、山上碑の「黒賣刀自」の「刀自」が女性名の一  
部か敬称かはなお未詳としても、金井沢碑の各女性名につく「刀自」  
は自立した女性の名称の一部、「現在侍家刀自」の「刀自」には文字  
通り家を取り仕切る主婦の意が含まれているとみなすことができる。  
なお、『古事記』や宣命に「刀自」用例がないことから、「刀自」  
は、「定賜」とは使用世界が異なる文言であったと見られる。

#### 足尼 山上碑の真正性を示す古い用法

「足尼(すくね)」は、山上碑以外では埼玉稲荷山古墳出土鉄剣銘文  
と『上宮聖徳法王帝説』に見え、『先代旧事本紀』の天孫本紀と国造  
本紀に頻出している。『続日本紀』宝亀四年(七七二)五月の条に  
「宿禰」に統一するよう命令が出されたこととされ『先代旧事本紀』天  
孫本紀に「元為<sup>二</sup>足尼<sup>一</sup>、次為<sup>二</sup>宿禰<sup>一</sup>」とあるように、比較的古い時  
代に使われた特徴的な表現であり、山上碑の真正性を証明する表記と  
なっている。

#### 新「にひ」を表す漢字として定着

新嘗・新田部・新家・新宮・新城とあるように、『古事記』『日本書  
紀』名詞中の「新」の訓読例は「にひ」で、音読例は新羅・新益京な  
どの「しん」である。「あら」は「荒」が当てられ、『万葉集』も  
「新」は「にひ」の読みが一般的である。

そうした点から、紀要第37号では、九三〇年編纂の『倭名類聚抄』  
が上野国新田郡に「爾布太」の読みを与えていること、「につかわ」  
の地名が桐生市新里町新川にあり、山上古墳(山上碑と共に国特別史  
跡)と形状・規模、石室構造が非常によく似た中塚古墳(群馬県史  
跡)が存在することを傍証として、「新川」を「にひかは」と読んだ。

その読みを変える必要はないが、『万葉集』には、「あらたよ」を「新代」、「あたらしきとし」を「新年」と書いている例もあることを念のため附記しておきたい。「新代」の例は50番の「藤原宮之役民作歌」の中に「凶負留 神龜毛 新代登」とあり、「新年」の例は、『万葉集』最後の4516番に「新年乃始乃」とある。

#### 長利「ながとし」の読みに落ち着き

長利を「ちようり」と読む根拠は、僧となることは一般の戸籍から抜けることになるから法号と見る見方で、いわば正論ともいえる。一方「ながとし」説は、他の金石文や古典群に「長利」という法号が見られず、放光寺を除いては山上碑の他の固有名詞が全てやまとことばであるという文の流れからの見方である。母との関係が重点であることを考えると、「ながとし」と読んだ方が落ち着く。

#### 孫 子孫としての読みはなお検討の余地

山上碑に記された系譜を整理すると次のようになる。

健守命—○—黒賣刀自

—長利僧

新川臣—斯多々弥足尼—○—大児臣

一見して分かるように、山上碑には父系だけでも母系だけでもなく、双系の系譜が記されており、日本古代は決して父系優位の社会ではなかったことを示している。もつとも、父系・母系ともに男系と見られるので、男系・女系平等とまでは言えない。

その上での母の重視だが、不思議なことに、黒賣刀自の父母、大児臣の父母つまり長利僧の祖父母が一人も記載されていない。すでに始祖系譜の形が成立していたことを示していると思われるが、隣接する山上古墳に彼らの誰か、とくに黒賣刀自の父が葬られている可能性がある。ただに奇妙である。この「孫」はいわゆる孫ではなく、子孫を意味すると考えられる。

そこで、何代か後の子孫を孫で表現する例を『古事記』『日本書紀』で拾ってみると、継体天皇は応神天皇の「五世孫」であるという表現が両書にでてくる。ところが、「五世」を「いつつぎ」と読む読み方は両書に共通だが、『古事記』が「孫」を「ひこ」と読んでいるのに対し、『日本書紀』は「みまこ」と読んでおり、両書の読みが分かれている。「子孫」は両書ともに「うみのこ」だけに、「孫」の読みは悩まざるをえない。現状では、「ひこ」あるいは「みまこ」が読みの候補であるというに留めざるをえず、当面、「まこ」と読んで、子孫の意味と理解しておきたい。

#### 『古事記』『万葉集』、宣命と関係の薄い多胡碑

多胡碑は、次のように採字されている。

弁官侍上野国片置郡緑野郡甘

良郡并三郡内三百戸郡成給羊

成多胡郡和銅四年三月九日甲寅

宣左中弁正五位下多治比真人

太政官二品德積親王左大臣正二

位石上尊右大臣正二位藤原尊

紀要第37号では、議論の中心を、碑文と『続日本紀』和銅四年三月辛亥条「割三上野国甘良郡織裳・韓級・矢田・大家、緑野郡武美、片岡郡山等六郷」、別置「多胡郡」との違いに据え、碑文を読むことに重点を置いた。とくに「弁官符（||符）」と「給羊成多胡郡」に検討を集中し、「弁三官符」説と羊動物説を提示し、主体的に郡を成した地域の人々の視線に立つて、碑文を次のように読んだ。

弁<sup>わ</sup>三<sup>さん</sup>官<sup>くわん</sup>符<sup>ふ</sup>一<sup>いつ</sup>（官符を理解して）、上野<sup>かみののくに</sup>國<sup>くに</sup>の片置<sup>かみづき</sup>郡<sup>ぐん</sup>、緑野<sup>みどり</sup>郡<sup>ぐん</sup>、

甘良<sup>あまのり</sup>郡<sup>ぐん</sup>、并<sup>あ</sup>せて三郡<sup>さんぐん</sup>の内<sup>うち</sup>、三百<sup>さんひゃく</sup>戸<sup>こ</sup>を郡<sup>ぐん</sup>と成<sup>な</sup>す。給<sup>たま</sup>り羊<sup>ひつぎ</sup>ヲ、成<sup>な</sup>ス

多胡<sup>たご</sup>郡<sup>ぐん</sup>ト。和銅<sup>わどう</sup>四年<sup>しごうねん</sup>（七一）三月九日甲寅<sup>かづね</sup>なり。

宣（者）は左中弁正五位下多治比真人<sup>さちひのまひと</sup>。

〔知〕太政官〔事〕は二品穂積親王、左太（＝大）臣は正二位  
石上尊、右太（＝大）臣は正二位藤原尊。

その過程でも検討したように、多胡碑碑文には、山上碑・金井沢碑に比べて、『古事記』『万葉集』、『続日本紀』引用宣命と重なる文言や文字の使い方が少ない。〔符（符）〕は『古事記』本文と『万葉集』には一字もなく（『古事記』序文に帝位を示す璽を「乾符」と表現）、『古事記』『万葉集』での「弁」は全て「べ甲類」の音仮名である。『続日本紀』引用の宣命の中に「符」も「弁」も使われていない。

〔給〕は『古事記』『日本書紀』『万葉集』『続日本紀』に普く見られ、宣命にも用いられているが、「賜」と通用される文字に過ぎない。唯一、宣命との関係を考えさせる文字に「宣」があるが、『日本書紀』や『続日本紀』の地文同様、天皇の命令ないしその伝として使われているに過ぎず、宣命固有の用例ではない。「宣左中弁正五位下多治比真人」の内実を深めることは意味があるが、用例自体としては宣命との関係は薄い。付言すれば、「宣」の『古事記』の用例は沙本毘古王反乱伝承の中での垂仁天皇の「宣」の一例のみで、『万葉集』には五例あるが、「宣」の誤字や読めない例ばかりで、確実な例は見られない。

### 金井沢碑と仏教用語・宣命、『万葉集』の工夫

金井沢碑は、次のように採字される。

上野國羣馬郡下賛郷高田里  
三家子□為七世父母現在父母  
現在侍家刀自他田君目頼刀自又兒加  
那刀自孫物部君午足次駮刀自次乙駮  
刀自合六足又知識所結人三家毛人  
次知万呂鍛師儀マ君身麻呂合三口  
如是知識結而天地誓願仕奉

石文

神龜三年丙寅二月廿九日

紀要第37号では、金井沢碑の核心をなす「知識結」の内実及び「知識結而」と「知識所結」の表現の違いに焦点を置いて検討した。

その結果、次のように読んだ。

上野國羣馬郡下賛郷高田里の三家子□は、為三七世父母・現在父母ノ一現在侍家刀自他田君目頼刀自、又、兒、加那刀自、孫、物部君午足、次の（孫の）駮刀自、次の（孫の）乙駮刀自との合せて六足（を中）心として、又、知識を所結人は三家毛人、次の（三家）知万呂、鍛師儀マ君身麻呂の合せて三口、如是知識を結而天地に誓願ひ仕奉る  
石文

神龜三年（七二六）丙寅二月廿九日

「所結」再論 どう読むべきか

紀要第37号では「知識結而」と「知識所結」の読みと内容の違いを検討するに際し、「所＋動詞」をどう読むのが適切かという一般論に拡張して古典群での表現を検証した結果、『万葉集』における「所＋動詞」が指針として浮上した。

『万葉集』の「所」用例には特色がある。全四二一例のうち、「所見」一二五、「所念」または「所思」一〇二、「所知」三五、「所聞」二五で二八七となり、「所結」に繋がる「所＋動詞」の形が七割を占める。とくに、一つの歌の中で、ある動詞と「所＋ある動詞」とが一緒に使われていて、その違いが鮮明になる歌が指針となる。有名な歌で、ぴったりのものがある。巻一の48番である。

輕皇子宿ス于安騎野二時 柿本朝臣人麻呂作歌  
東 野炎 立所見而 反見為者 月西渡

文字を眺めているだけで光景が浮き上がってくる本当に素晴らしい歌だが、「所見」は「みえ」と読み、「見」は「み」と読んでいる。



「所結人」なら、「ゆ」の連体形は「ゆる」なので「結ばゆる人」。  
 ③「ゆ」は上代（＝古代）特有な助動詞で、間もなく「る」に取って代わられるという流れを考えると「結ばる」。  
 「所結人」なら、「る」の連体形は「るる」なので「結ばるる人」。  
 なお逡巡しているのが偽らざるところだが、読み継ぐということだけで考えれば「結ばるる人」で良いのではないか。後考を期したい。

### 現在 仏教由来の漢語表現

「七世父母現在父母」をどう読むかについて、紀要第37号の表現は極めて曖昧なものに止めざるを得なかった。

「七世」「現在」ともに、法隆寺戊子年（六二八）銘釈迦三尊像光背銘の「七世」、法隆寺献納宝物甲寅年（六五四）銘釈迦像光背銘の「奉為現在父母」、観心寺旧蔵戊午年（六五八）銘阿弥陀像光背銘の「七世父母」をはじめ造像銘には頻出するものの、古代文献への登場は少なく、読みを決めにくいからである。

数少ない例で言えば、『日本書紀』は斉明天皇五年（六六〇）七月庚寅条に「詔群臣、於三京内諸寺、勸講孟蘭盆経、使報七世父母」と一例のみ「七世父母」を記しているが、古典文学大系本は「ななつぎ」と古訓を記すものの、国史大系本は全く古訓を示さない。他方「現在」については「まさか」と読まれてきた研究史がある。

論拠は『万葉集』東歌の上野国歌3403番と3410番の歌である。

安我古非波 麻左香毛可奈思 久佐麻久良

多胡能伊利野乃 於父母可奈思母

（我が恋は まさかもかなし 草枕多胡の入野の 奥もかなしも）

伊香保呂能 蘇比乃波里波良 祢毛己呂尔

於久乎奈加祢曾 麻左可思余加婆

（伊香保ろの そひの榛原ねもころに 奥をも兼ねそ まさかし良か

ば）

奥（おく・おふ）に対する言葉として「まさか」が使われている。

しかし「現在」という表記はなく、万葉仮名での表記である。この二首だけでなく『万葉集』にも『古事記』にも「現在」の文字はない。確実な「現在」用例は『続日本紀』神護景雲三年（七六九）十月乙未条の宣命の中での「最勝王経王法正論品」の引用だけである。

「若造善悪業、今於現在中、諸天共護持、示其善惡報。国人造悪業。王者不禁制。此非順正理。治擔当如法……」とあり「げむ（ん）ざい」と読まれている。

「現在」類似の用例としては、『日本書紀』天武天皇朱鳥元年（六八六）六月甲申条が挙げられる。次のように記されている。

遣テ伊勢王及官人等於飛鳥寺二、勅テ衆僧二曰フ。近者、朕身不和。願フ、頼テ三寶威二、以欲得二身體安和。是以テ、僧正・僧都及衆僧応誓願。則奉ル三珍寶於三寶二。是日、三綱律師及四寺和上・知事、并テ現有二師位二僧等、施ル二御衣・御被各一具ヲ二。

このように見てくると、「現在」は、何らかの「やまとことば」に当てられた表現ではなく、**仏教由来の用語**である。思想を持った言葉であり、漢語・音読みで読むことがより適切と考えられる。

そう考えれば、「七世」も「父母」も、この場合は漢語・音読みで読むのが適切と見られる。金井沢碑が全体としては日本語の構文となつている中で、「為七世父母現在父母」とあるのは、そうした言葉の由来に基づくと見ても牽強付会ではないだろう。

### 現在侍家刀自 先祖に仕える主婦・正妻

「侍」は『古事記』『日本書紀』『続日本紀』に普く使われ、「侍宿」「近侍」「侍従」「侍臣」などの熟語以外は、ほぼ「はべる」で、『続日本紀』用例が宣命と「侍于伊勢大神宮（伊勢斎宮）」に集中しているように、神仏・天皇・貴人に仕えることが、その意味となる。

その点を踏まえると、「現在侍」は「現在、先祖・父母に仕えている」の意を取ることができ、続く言葉が「正妻ないし家を取り仕切る権限を持った主婦」を意味する「家刀自」であるのはもつともである。



如是知識結而天地誓願仕奉 仏教用語と宣命言葉の協調

如是は、『続日本紀』に一六例見られるが、すべて「かく」と読まれ、うち一例は宣命の中である。『万葉集』も六五首あるが、先に引用した72番「如是許 面影耳 所念者 如何將為 人目繁而」のように、全て「かく」である。仏教経典冒頭の常套語「如是我聞」借用の可能性が高いが、「かく」の表現として早く定着したと見られる。

而は、『続日本紀』宣命に頻出しており「て」と読まれる。漢文構文「而」から援用した表現である。これも早く定着したと見られる。「者」同様、付属語表現が借音からだけではなく漢文読み下しからも生まれた例である。

金石文においては、慶雲四年（七〇七）銘の威奈大村骨藏器に漢文構文としての「而」の使用例があるが、日本語構文での「而」の例は金井沢碑だけであり、金井沢碑は、付属語表現は借音でなかつたことを知らせる同時代史料として極めて貴重である。

天地は、『古事記』に三例、『日本書紀』に二六例、『続日本紀』に五三例（うち三〇例が宣命の中）、『万葉集』に五一首見られ、全て「あめつち」と読まれている。仏教概念ではなく、列島社会で育まれた概念と儒教概念とが相まって生まれた表現と見られる。

しかし、「天下」が金石文に頻出するのに対し、「天地」は今のところ例を見ることができず、天平勝宝五年（七五三）銘を持つ薬師寺・仏足石とともに安置されている仏足石歌碑の第一首に万葉仮名表記で「美阿止都久留伊志乃比鼻伎波 阿米尔伊多利 都知佐閑由須礼 知波賀多米尔 毛吕比止乃多米尔」と出て来るだけである。そこでも「阿米（＝天）」と「都知（＝地）」は分かれており、金石文における「天地」は、金井沢碑が初出であり唯一と見られる。その価値も再評価していききたい。「天」「天下」概念と合わせて後考を期したい課題である。

誓願は、法隆寺金堂戊子年（六二八）銘釈迦三尊像光背銘、豊前長谷寺千摂提格（七〇二）銘観音菩薩像台座銘（大分県中津市）な

ど、造像銘に頻出しているが、『古事記』『万葉集』には皆無で、『日本書紀』は推古天皇条と天武天皇条に計六例みられるが、先に引用した天武天皇朱鳥元年六月条に「僧正・僧都及衆僧、応誓願」とあるように、全て仏教関係で、「こひちかふ」と読まれている。『続日本紀』も和銅二年二月条の筑紫観世音寺関係の記載「筑紫観世音寺、淡海大津宮御宇天皇、奉為後岡本宮御宇天皇、誓願所基也。…」だけである。「天地」とは対照的に明らかに仏教に基づく用語である。

仕奉は、『続日本紀』だけで一〇〇例もあるが、九八例が宣命の中で、「つかへまつる」と読まれている。「仕ふ」に補助動詞「奉る」が付いた形だが、神仏・天皇・貴人への供奉・奉仕を表す慣用語として、「定賜」同様ひとまとまりの文言として扱われたと考えられる。

こう見てくると、金井沢碑の第七行は、記された内容ばかりでなく、文言の選択においても、宣命に多用される磨き上げられたやまところばの漢字表現をベースに仏教由来の文言をちりばめた高度な文であることが分かる。「現在」という文言の採用、「知識結而」と「知識所結人」の使い分けなどと重ねて見ると、当代最高級の文と言っても過言ではない。文字が小さく摩滅も激しく、三碑の中では一番新しいが故に、その評価必ずしも高くなかったが、我が国における文章史の上に燦然と輝く古典の位置を占めるものではなからうか。

#### 金井沢碑の構成に沿った読み方

その上で金井沢碑全体を眺めると、第一行、第二行、第七行、第八行、第九行は、行替えの意味が感じられるが、第三行から第六行までは一連の文となっており、碑文全体の構成が次のように浮かび上がる。

- 第一行 碑文作者の所在地ないし戸籍
- 第二行 碑文作者と碑文作成の対象
- 第三行～第六行 碑文作者に賛同・参加した者とその関係
- 第七行 碑文作成の目的
- 第八行 碑文としたことの確認

## 第九行

## 碑文作成の年月日

山上碑同様、行替えに意図と工夫が見え、第二行に「為七世父母現在父母」という漢文構文が挿入されたのも、「三家子□が、七世父母うした構成を意識すれば、全文は次のように読める。従前の自分の読みを若干訂正することとなったが、その成果を示して欄筆としたい。

## (第一行・第二行)

上野國羣馬郡下贇郷高田里の三家子□は、為二七世父母・現在父母、

## (第三行・第六行)

現在侍家刀自(正妻ないし家を取り仕切る主婦)の他田君目頼刀自、又、(三家子□と他田君目頼刀自)の兒の加那刀自、(三家子□と他田君目頼刀自)の孫の物部君午足、次の(孫の物部君)刀自、次の(孫の物部君)乙駟刀自との、合せて六口(を主として、

又、(その)知識に所結るる人、三家毛人、次の(三家)知万呂、鍛師礮部君身麻呂の合せて三口と、

## (第七行・第八行・第九行)

如是知識を結而、天地に誓願ひ仕奉る石文

神龜三年(七二六) 丙寅二月廿九日

※『古事記』『日本書紀』は国史大系本と日本古典文学大系本、『続日本紀』は国史大系本と新日本古典文学大系本、『万葉集』は日本古典文学大系本と新日本古典文学大系本、『先代旧事本紀』は国史大系本、『上宮聖徳法王帝説』は家永三郎『上宮聖徳法王帝説の研究』(一九五三年)に拠った。

## 【付記】

拙稿は、本年二〇一七年三月群馬県立女子大学での定年を迎えらるる北川和秀教授から、上野三碑を読むに際して、日々無数の示唆、

学恩を賜っていることに対して、現在の私の拙き力量での「読み」の答案である。なお誤読、曲解あまたあることを自ら憂うばかりであるが、北川先生からのさらなるご叱正をお願いして欄筆としたい。